

第2回 広島市入札等適正化審議会 議事要旨

- 1 会議名
平成30年度第2回広島市入札等適正化審議会
- 2 開催日時・場所
平成31年1月18日（金） 午後2時00分～午後4時45分
市役所本庁舎14階 第7会議室
- 3 出席委員名
神野委員（会長）、小森委員（副会長）、今川委員、橋本委員、山田委員
- 4 事務局
財政局契約部長ほか5名
- 5 説明等のため出席した職員（説明順）
財政局契約部工事契約課課長補佐
都市整備局営繕部設備担当部長
佐伯区市民部区政調整課長
佐伯区農林建設部農林課長
都市整備局営繕部長
中区建設部長
佐伯区農林建設部地域整備課長
東区市民部区政調整課長
東区建設部地域整備課長
- 6 議題（公開，非公開の別）及び審議の概要
 - (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告（平成30年4月～6月分・7月～9月分）（公開）
 - ア 工事の発注状況について
 - イ 低入札価格調査制度の運用状況について
 - ウ 指名停止措置等の運用状況について
 - エ 苦情処理の運用状況について
 - オ 談合情報への対応状況について

事務局から(1)のアからオについて、取りまとめて報告を行った。
報告に対して、委員から意見はなかった。
 - (2) 抽出事案の審議（公開）
 - ア 平成30年4月分から6月分まで
 - (ア) 広島市民球場電光式スコアボード設備等改修工事（条件付き一般競争入札）
 - (イ) 太田川林業地基石幹線林道災害復旧工事（30-1）（通常型指名競争入札）
 - (ウ) 広島平和記念資料館本館改修その他工事（随意契約）
 - イ 平成30年7月分から9月分まで
 - (ア) 西平和大橋補修工事（その4）（条件付き一般競争入札）

- (イ) 佐伯3区57号線災害復旧工事(30-1) (通常型指名競争入札)
- (ウ) 平成30年7月豪雨災害五社宗ため池(ささが池)応急工事(30-1) (随意契約)

(2)アの(ア)から(ウ)、(2)イの(ア)から(ウ)までについて、各工事担当課長等から各々の発注した工事について説明を行い、質疑応答を行った。

- (3) 平成30年度第3回審議会で説明を受ける工事の抽出について
次回の審議会で審議する事案の抽出は、神野会長が担当することとなった。
- (4) 次回の審議会開催日程について
事前の日程調整の結果、平成31年3月26日(火)午前10時から本庁舎14階第7会議室において開催することとなった。

7 傍聴人の人数
傍聴者 なし

8 発言の要旨
主な質疑応答は、次のとおりである。

抽出事案の審議

ア 平成30年4月分から6月分まで
(ア) 広島市民球場電光式スコアボード設備等改修工事(条件付き一般競争入札)

- Q1 設計金額の算定方法について聞きたい。
- A1 メーカー5者から見積徴取とヒアリングを行い、他都市の契約金額や状況も勘案して、設計金額を算出した。
- Q2 入札金額の内訳としては材料費や施工費等があると思うが、どの費用が一番市の想定よりも低かったのか。
- A2 低入札価格調査を行ったところ、材料費が市の算定した額よりも低かった。自社制作が出来るため費用を抑えられるとのことだった。
- Q3 老朽化に伴う改修工事ということだが、耐用年数を考慮してもとこの時期に発注する予定だったのか。
- A3 当初からこの時期で想定されていたかは不明であるが、スコアボード設備は電子機器で構成されているため、10年程度で改修が必要となる。
- Q4 どこも球場の演出には工夫を凝らしていると思うが、今回の工事には、装飾などの華やかな演出が含まれているのか。
- A4 あくまでインフラ部分の工事であり、市側としての施工である。演出的なものについては、運営側である球団によるものとして区分けがされている。
- Q5 入札参加条件として15年前以降の施工実績を求めているが、機器の耐用年数が10年程度ということで、条件が合わないのではないか。
- A5 他の工事でも15年前以降の施工実績を標準的に求めている。
また、施工実績は、装置据付のノウハウや施工の手順といった、あくまでも現場での施工という意味合いで求めている。技術的に求める装置の機能については仕様書で指定をしており、装置の機能のレベルは担保されている。

(イ) 太田川林業地基石幹線林道災害復旧工事(30-1) (通常型指名競争入札)

- Q 1 施工場所が廿日市市との境にあるが、廿日市市の業者ではなく広島市内の業者でないと施工できないのか。
- A 1 今回の工事は佐伯区内の業者に限定しているが、原則として市内業者でないと入札に参加できない。
- Q 2 入札参加者の入札金額がどれもほぼ同じ金額だが、災害で法面が崩れた際の復旧工事の内容や工法は決まっているのか。
- A 2 現地調査により、国の基準に従って工法を決定しており、業者も工法を把握した上で入札に参加している。
- Q 3 国の基準を遵守していても今回のように災害で崩れてしまう場合もあるが、基準を見直す予定はないのか。
- A 3 今のところ広島市だけが新たな基準を作る予定があるとは聞いていない。また、今回の工事について言うと、工事後の法面は工事前に比べてより安定したものになったと考えている。
- Q 4 最低制限価格はどのようにして出すのか。
- A 4 設計金額の中の各費用を算定式に当てはめて計算して出た金額に、偶発値を掛けて算出する。

(ウ) 広島平和記念資料館本館改修その他工事（随意契約）

- Q 1 前回の審議会で資料館のトイレの配管設備工事の説明を受けたが、そのトイレの場所はどこになるのか。
- A 1 今回の工事場所と同じく本館である。
- Q 2 開館時の建設工事はどの業者が施工したのか。
- A 2 昭和30年開館時の工事は、今回と同じ株式会社大林組が施工している。
- Q 3 前工事の受注者と随意契約を締結した場合、前工事の落札率が適用されることなどにより経費を約6,000万円節減できるとのことだが、具体的な計算方法はどのようなものになるのか。
- A 3 まず、前工事と後工事を一体で発注した場合の設計金額から、前工事のみの設計金額を引き、そこに前工事の落札率を掛けて今回の随意契約の設計金額を算出する。
次に、仮に後工事を競争入札にかけた場合の設計金額も算出して、両者を比較すると6,000万円経費を節減できるということになる。
- Q 4 文化庁の現状確認後、工法に変更が生じたのか。
- A 4 今回の工事では、バリアフリーのため便所の上げ床を下げる工事を計画していた。
現状確認をしたところ、床を補強する必要があることが判明したが、建設当時の形をできるだけ変えず可逆性のある工法を採用してほしいと文化庁から指示があったため、文化庁の意向に沿った補強の工法を採用した。基本的には、現状確認後に文化庁の指示を受けて工事内容を決定している。

イ 平成30年7月分から9月分まで

(ア) 西平和大橋補修工事（その4）（条件付き一般競争入札）

- Q 1 今回の工事は（その4）ということだが、（その3）の工事内容はどのようなものだったのか。
- A 1 昨年度に発注した、広島駅側の橋梁下部工、上部工の補修工事であり、契約金額は約5千万円であった。この工事を受注した業者は、今回の入札では最低制限価格未満のため無効になっている。

- Q 2 西平和大橋は、高欄に意匠的な工夫を凝らした橋だと思うが、昨年度の工事で得られた技術的な工法が今回の工事にも反映されているのか。
- A 2 補修の方法はおおむね決められており、昨年度の工事の工法を反映させたということはない。今年度の工事では、重要な部分である高欄の補修も行うため、高欄の補修方法については、現在行っている平和大橋の補修工事も参考にして詳細に検討している。
- Q 3 橋の高欄はまだ工事をしていないのか。
- A 3 工事のための足場を組んでいるところであり、高欄部分についてはまだ着手していない。
- Q 4 高欄部分の補修はどのように行うのか。
- A 4 高欄をデザインしたイサム・ノグチ氏の作品を管理する財団と協議をした結果、建設された当時の状況に近づけるため、コンクリートの打ちっ放しの状態に見えるような補修を行うことに決めた。

(イ) 佐伯3区57号線災害復旧工事(30-1) (通常型指名競争入札)

- Q 1 当初の計画よりも工事のルートを迂回したということだが、迂回することで設計金額が上がるのか。
- A 1 設計金額は上がる。復旧工事をしようとするとしても民地に影響が出るため、工事にあたっては地権者の協力が必要である。しかし、交渉が難航したことから、今回の形で迂回したルートでの施工となった。
- Q 2 この工事は7月豪雨災害の影響によるものではないのか。また、入札を辞退した業者が多いのは災害対応で手が取られていたからなのか。
- A 2 この工事は7月豪雨災害とは関係が無い。辞退した業者が多いことについては、ご指摘のとおり災害対応で手が取られるということは考えられる。当課の発注工事においても、災害対応のための下請等の人手不足による工事の遅れが見られた。
- Q 3 2回目の入札で入札金額がかなり下がっているが、これほど下げられるものなのか。
- A 3 業者の積算の精度が高いことから、予定価格を上回らないぎりぎりの価格を設定したのではないかと考えられる。
- Q 4 以前はこのあたりの道を高校生が自転車で通っていたが、最近は見えていない。災害が起きてから、学生の通学路の変更はあったのか。
- A 4 高校生の通学路については把握していないが、道路が寸断されたことにより、別の道路を歩いて通学していると考えられる。

(ウ) 平成30年7月豪雨災害五社宗ため池(ささらが池)応急工事(30-1) (随意契約)

- Q 1 災害時は現地の状況を把握するのが難しいと思うが、設計金額をどのように算出するのか。
- A 1 まず業者に依頼して現地を調査してもらい、設計に必要な数量等の報告を受けて設計金額の算出を行う。
- Q 2 備考欄には税抜表記と記載があるが、説明書記載の設計金額は税抜金額で合っているか。
- A 2 備考欄は税抜金額としているが、誤って税込金額を入力してしまっている。
- Q 3 業者の現地調査によって出した数量に単価を掛けて設計金額を算出するということが、設計金額は適正に出されるのか。
- A 3 数量は双方で確認し、検査の際にも、数量が適正であるかの確認を行っている。
- Q 4 今回の施工場所に車は入っているのか。
- A 4 施工現場までは車は入れず、歩いていくしかない。斜面上にモノレールを設置し、建設機械や資材等を搬入し、施工を行った。

Q 5 東区内に使っていないため池はどれくらいあるのか。

A 5 東区内にはため池は全体で19個あるが、使っていないものは数か所のみである。
今回のように山の奥のため池というのはあまりない。